

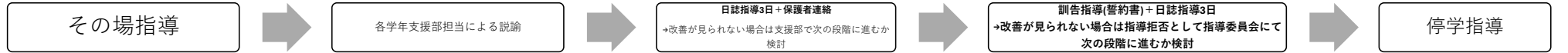
令和8年度 生徒指導細則に関する運用規定

指導内容（説諭、反省文、奉仕活動、日誌指導（3日）、懲戒指導（訓告、停学、退学）

制服について ①儀式(始業式など)ではネクタイ・リボンを着用すること。 ②ブレザー着用時期は支援部が決定する(例12月から3月)。 ③日常のジャージ着用期間は支援部が決定する(例4月から11月)。

動 意			生活に関する指導			校内持込	深夜徘徊	金銭の取り扱 い	校内風紀を乱し、 学校生活の安全を脅かす行為		問題行動・悪質な行為	交通安全		いじめ
遅刻	無届欠席	中抜け欠課	身なり	マナー	スマホ				校内風紀を乱す行為	学校生活の安全を脅かす行為		自転車	免許取得	
遅刻について ①届出の有無にかかわらず、回数に応じて指導する ②チャイム終了までに教室に入ること ③遅刻した場合は、入室前に入室許可を申請すること ＊申請せず、担任の指示に繰り返し従わない場合は、支援部と連携し指導に当たる			指導を行う目的 ①学校という公共の場で、場に応じた行動を自ら判断し、選択する力を育てるため。 ②過度な装飾による金銭的負担や人間関係のトラブルを防ぐため。 身なりやマナー ① 真装 ＊支援部に許可証を取りに来ること ② 染髪・パーマなど ＊即時、日誌指導と改善期間を設ける ＊改善期間内に改善がない場合も日誌指導 ③ 装飾品 ＊耳のみ、装飾のない透明ピアスは可 ④ 化粧・カラコン ＊眉は自然な色とし、髪の色に合わせる ⑤ スカートの丈 ＊基準は膝上にかかる長さ ⑥ シャツだし、第2ボタン外し、サンダル、ベルト ⑦ ガム ⑧ 即日日誌指導の基準 ：その場で改善できない身なり違反(染髪・パーマ・加工された制服・まつエク(パーマ)・外せない装飾) スマホ 使用は、8:45まで・昼食時間・放課後に認める ＊上記以外の時間は鞆に入れること ＊指導に応じない場合は取り上げ指導を行う			支援部による 預かり指導 持ち込んだものによっては ①校内風紀を乱す行為 ②学校生活の安全を脅かす行為 とし、指導を行う。	22:00～4:00 は深夜徘徊とする。 18歳以上も 在学中は指導 対象とする。	①校内における金銭の貸し借りや受け渡しは禁止する。 ③無断充電 ②賭博行為は指導委員会で検討し、指導を行う。	①他人への迷惑行為 ②悪ふざけに端を発する器物破損 ③無断充電 【軽微な場合】 ④暴言 ⑤危険行為 ⑥他人のアカウント・パスワードの使用 ⑦他人の機器・道具を無断使用 ⑧無許可の画像や動画の撮影・投稿、情報漏洩 ⑨その他、指導が必要な行為で軽微な問題行動	①他人への迷惑行為 ②故意な器物破損、消火器、非常ベルの悪戯、悪質な悪戯 ③機器の盗難・故意的な機器の破損 【悪質な場合】 ④暴言 ⑤危険行為 ⑥他人のアカウント・パスワードの使用 ⑦他人の機器・道具を無断使用 ⑧無許可の画像や動画の撮影・投稿、情報漏洩 ⑨その他、指導が必要な行為で重大な問題行動	①オートバイ・乗用車 ＊登下校時及び校時中の車両の使用を禁止する。 (休日中の部活動においても同様) ◎ <u>交通三悪（無免許・飲酒・スピード違反）</u> ＊バイク条件違反（免許取得1年以内2人乗り・補助） ②◎ <u>暴力行為(対人・対物を含む)</u> ・ <u>暴言</u> ③◎ <u>窃盗</u> ④不正行為 ⑤◎ <u>薬物関係</u> ⑥入れ墨（保護者と話し合い、入れ墨を消すまでは出校停止とする） ＊飲酒、同席、所持、＊ノンアルコールも同様 ⑦喫煙 ＊喫煙、同席、タバコ所持、ライター所持、電子タバコも同様 ＊同席以外の指導が2回以上になった場合は、「禁煙セミナー」の受講を推奨する。	安全運転義務違反 ＊無灯火、ブレーキ・反射板や尾灯なし、ヘッドフォン・イヤフォン着用、併走、2人乗り 安全運転義務違反 ①運転免許取得は原則として3年次の夏期休業からとする。 ②取得した場合はホームルーム担任に届け出たうえで、学校の定めた講習会などに参加しなければならない。	①運転免許取得は原則として3年次の夏期休業からとする。 ②取得した場合はホームルーム担任に届け出たうえで、学校の定めた講習会などに参加しなければならない。	いじめ防止対策委員会 で審議 いじめ防止基本方針【具体的ないじめの態様(例)】 のケースに基づき指導内容 支援方法を決定する。
5回目(担任) ・保護者連絡、説諭 ※状況に応じて、5回目以前にも保護者連絡を行うことがある。	3回目(担任) ・保護者連絡 ・説諭	(全職員) その場で指導し、支援部へ連絡する。				1回目～ 日誌指導	金銭の貸し借りや受け渡し・説諭	その場指導	その場指導	停学5日	その場指導	その場指導	許可なしの免許取得 説諭	ケース0：嚴重注意 悪質な場合は日誌指導 ケース1.2：停学5日
10回目（支援部・担任） ・支援部：説諭 ・担任：保護者連絡	6回目 ・支援部：説諭 ・担任：保護者連絡	(支援部) 学期ごとの報告回数に応じて説諭を行う。						説諭	説諭	停学8日 ※上記◎は反社会的行為として、ここからカウント	説諭	説諭		ケース2.3：停学8日
15回目（支援部・担任） ・支援部：反省文 ・担任：保護者連絡	9回目以降 (3回ごと) ・支援部：日誌 ・担任：保護者連絡	改善が見られない場合 (支援部) 日誌指導（担任）保護者連絡					賭博行為 停学5日	日誌指導 保護者連絡	日誌指導 保護者連絡	停学10日	日誌指導 保護者連絡	日誌指導 保護者連絡	免許取得のための欠課・欠席は中抜け指導と同様の指導を行う。	ケース3.4：停学10日
20回目以降（5回ごと） ・支援部：日誌 ・担任：保護者連絡	9回目以降 (3回ごと) ・支援部：日誌 ・担任：保護者連絡	指導委員会で改善が見られないと判断された場合 訓告指導＋日誌指導					2回目以降の 日数は下記⑥	訓告指導 日誌指導	訓告指導 日誌指導	停学15日以上は無期停学	訓告指導 日誌指導	訓告指導 日誌指導		ケース4：停学15日以上は無期停学
遅刻は各学期ごとに 回数を取える	無届欠席は通年で 回数を取える	中抜け・欠課は通年で 回数を取える						停学指導5日	停学指導5日	停学5回目以降は生徒指導委員会で検討し、職員会議に諮ったうえで校長が指導内容決定する（退学勧告もあり得る）	停学指導5日	停学指導5日		
段階指導(下記⑥停学指導について)								段階指導(下記⑥停学指導について)						

基本的な指導の流れ 「その場指導」で改善が見られない場合は支援部へ連絡



- ① 内容によっては指導段階をあげてことを生徒指導委員会で検討し、職員会議に諮ったうえで校長が指導内容決定する。
- ② 指導項目が複数にまたがる場合は、指導内容が重い項目のみで懲戒指導や日誌指導をおこなう。
- ③ 選挙運動に関する指導について…原則、校内における選挙運動に関しては禁止する。
- ④ アルバイトは原則として禁止する。やむをえずアルバイトを行う場合は、書類(許可願い)を生徒支援部から受け取り、支援部主任へ提出する。
- ⑤ 校長は懲戒に付された者の反省が認められないときは、懲戒の期間を延長することができる。
- ⑥ 停学指導について

停学指導は、それまでの指導歴により、原則として入学から卒業までの累積回数とする。1回目：5日、2回目：8日、3回目10日、4回目：15日以上は無期停学、5回目以降は生徒指導委員会で検討し、職員会議に諮ったうえで校長が指導内容決定する（退学勧告もあり得る）
＊「生活に関する指導」による懲戒処分は年度をまたがない(学年を超えて累積しない)。
＊停学期間中の休日は、生活面で自制して過ごし、部活動は顧問の許可のもと認めるが、対外試合への参加は認めない。夏期講座は認める。

- ⑦ 注意報・警報等の天候状況、または公共交通機関の遅延により遅刻した場合は、遅延証明書等により20分以上の遅延が確認できたとき、遅刻を取り消す。
- ⑧ 日誌指導について…期限までに終了できない場合は、下記の指導を行い、改善が見られない場合は懲戒指導となる。

